

号ーイ、印内2号ーア、印内2号ーイ、印内2号ーウ、瓜生西ー  
ア、瓜生西ーイ、瓜生西ーウ及び瓜生

## 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

清川、清川2号、下町ー1、下町ー2、玉尾、丸山下、丸山1、丸山2、丸山3、丸山4、丸山5、山の神ー1、山の神ー2、不老温泉、広川原2号、広川原、馬坂1号、馬坂2号、入沢口、入沢、赤谷、岩水ー1、岩水ー2、稻荷山ー1、稻荷山ー2、稻荷山ー3、稻荷山ー4、稻荷山ー5、稻荷山ー6、稻荷山ー7、稻荷山ー8、清和寮下、勝間下、勝間、北川、居村、中小田切、上小田切、十二新田1、十二新田2、十二新田3、十二新田4、十二新田5、十二新田6、十二新田7、新田下、十二新田8ー1、十二新田8ー2、觀音平ー1、觀音平ー3、觀音平ー4、觀音平ー5、湯原2、南側、北側1、北側2、北側2号、太平、湯原3、湯原新田ー1、湯原新田ー2、旭ヶ丘、旭ヶ丘2、旭ヶ丘北、入布施、入船ーア、入船ーイ、式部2号ーア、式部2号ーイ、式部、抜井、雁村2号、大木4号、大木、大木1号、一の原2号ーア、一の原2号ーイ、大木2号、一の原1号、雁村1号、中居東、式部3号、下谷田ーア、下谷田ーイ、長坂ーイ、長坂ーウ、栄町、片倉ーイ、片倉、入片倉1号、入片倉ーア、入片倉ーイ、入片倉ーウ、入片倉ーエ、入片倉ーオ、入片倉2号ーア、入片倉2号ーイ、岩下2号、岩下、入新町、茂沢、本郷ア、本郷イ、本郷ウ、本郷エ、湯沢、春日湯沢ーア、春日湯沢ーイ、春日湯沢ーウ、竹の城ーア、竹の城ーイ、高橋ーア、高橋ーイ、高橋ーウ、天神、東町、吹上大谷地、大谷地2号、延沢ーア、延沢ーイ、畳石2号、寺久保2号、牧場、寺久保1号、菅原1号、菅原2号、畠石ーア、畠石ーイ、畠石ーウ、畠石ーエ、八丁地、鳶岩ーア、鳶岩ーイ、大谷地、高呂上ーア、高呂、本牧ーア、小平ーイ、本牧、茂田井、茂田井2号ーア、茂田井2号ーイ、印内3号、印内1号ーア、印内1号ーイ、印内2号ーア、印内2号ーイ、瓜生西ーア、瓜生西ーイ、瓜生西ーウ及び瓜生

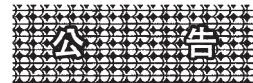
### 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

### 1 申請のあった年月日

平成19年1月4日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャンプウェル

### 3 代表者の氏名

中島 豊

### 4 主たる事務所の所在地

上田市上田原1028番地5 サンビレッジ上田原C201号

### 5 定款に記載された目的

この法人は、主に児童、障害者、高齢者、災害罹災者などの社会的弱者に対して、社会福祉の理念を活かした野外活動や自然体験活動に関する事業及び体験などの場を通じて、人間形成、健康増進、子どもの健全育成、環境保護、災害救助、地域づくりなどをを行うことを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

### 1 申請のあった年月日

平成19年1月12日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者サポートクラブゆめ

### 3 代表者の氏名

岸本 利之

### 4 主たる事務所の所在地

須坂市望岳台10番地の9

### 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と高齢者、そしてその人たちに係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、講習会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合 上小漁業協同組合	佐久市跡部17-1 上田市常田1丁目2-16	内共第2号 内共第2号
犀川漁業協同組合	安曇野市明科中川手3842-3	内共第4号
波田漁業協同組合 諏訪湖漁業協同組合 諏訪東部漁業協同組合 遠山漁業協同組合	東筑摩郡波田町4417 諏訪市渋崎1792-374 茅野市ちの627 飯田市南信濃和田1257	内共第4号 内共第5号 内共第5号 内共第6号

2 変更の内容

(1) 佐久漁業協同組合遊漁規則

禁止区域に係る規定中、佐久町を佐久穂町に改める。

(2) 上小漁業協同組合遊漁規則

禁止区域に係る規定中、北佐久郡北御牧村大字羽毛山を東御市羽毛山に、武石村を上田市武石沖に、北御牧村を東御市に改める。

(3) 犀川漁業協同組合遊漁規則

禁止区域に係る規定中、南安曇郡豊科町大字を安曇野市豊科に、長野県南安曇郡を長野県安曇野市に、坂北村を筑北村坂北に、東筑摩郡四賀村を松本市に改め、遊漁料の額及び納付の方法の規定中、明科町大字を安曇野市明科に改める。

(4) 波田漁業協同組合遊漁規則

ア 禁止区域に係る規定中、南安曇郡梓川村大字上野の村道4号を松本市梓川上野の市道梓川4号線に、南安曇郡安曇村を松本市安曇に改める。

イ 遊漁料の額及び納付の方法に係る規定中、竿釣・さで網・たも網を竿釣・さで網・たも網・投網・やすとし、遊漁の承認期間1日のものの額を500円とし、承認期間1年のものの額を3,000円とする。

投網及びやすによる遊漁のみに係る遊漁料を廃止する。

(5) 諏訪湖漁業協同組合

遊漁料のうち、手釣り及び竿釣による遊漁の承認期間が1日のものの額を1,000円とし、承認期間が1年のものの額を4,500円とし、手釣り及び竿釣以外の方法による遊漁で、承認期間が1年のものの額を9,000円とする。

(6) 諏訪東部漁業協同組合

ア 禁止区域に係る規定中、上川本流における禁止区域を諏訪市四賀堰堤から茅野市江川橋までとする。

イ 遊漁料のうち、竿釣りにより遊漁する場合であゆ以外を対象とする遊漁の承認期間が1年のものの額を6,000円とする。

(7) 遠山漁業協同組合

ア 禁止区域に係る規定中、下伊那郡上村を飯田市上村に、下伊那郡南信濃村を飯田市南信濃に改める。

イ 遊漁料の額及び納付の方法の規定中、下伊那郡南信濃村を飯田市南信濃に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成19年1月22日

ただし、諏訪湖漁業協同組合遊漁規則は、平成19年4月1日から、諏訪東部漁業協同組合遊漁規則は、平成19年2月16日から施行する。

園芸特産課

公告

平成19年1月22日、佐久市土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年1月29日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

長野県兩内田土地改良区の役員について、次のように就任退任の届出がありました。

平成19年1月29日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

理 事

新 任

氏 名	住 所
小 松 美 夫	塩尻市大字片丘8752番地5
青 柳 始	塩尻市大字片丘4190番地
横 山 正 治	塩尻市大字片丘6651番地

重 任

氏 名	住 所
中 野 長 男	塩尻市大字片丘8067番地
中 堀 昌 弘	塩尻市大字片丘5428番地
花 村 俊 寛	塩尻市大字片丘6204番地
百 瀬 正 廣	松本市大字内田1084番地
百 瀬 勇	松本市大字内田2073番地

退 任

氏 名	住 所
横 山 五 男	塩尻市大字片丘6926番地
小 松 昭 夫	塩尻市大字片丘9031番地2
村 上 健 夫	塩尻市大字片丘4003番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
中 野 榮	塩尻市大字片丘8133番地

重 任

氏 名	住 所
横 山 茂 有	塩尻市大字片丘6661番地3
百 瀬 泰 彦	松本市大字内田2884番地

退 任

氏 名	住 所
小 松 美 夫	塩尻市大字片丘8752番地5

農地整備課

## 公告

木島平村大塚沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年1月29日

長野県北信地方事務所長 古坂和俊

理事

新任

氏名 住 所

小池喜雄	下高井郡木島平村大字往郷1187番地
小林和男	下高井郡木島平村大字往郷1149番地1
池田好充	下高井郡木島平村大字往郷568番地
田中邦雄	下高井郡木島平村大字往郷1389番地
大羽健治	下高井郡木島平村大字往郷1407番地
渡辺伸夫	下高井郡木島平村大字往郷3100番地
山城惠造	下高井郡木島平村大字往郷4270番地
芳川晴彦	下高井郡木島平村大字往郷5673番地1

重任

氏名 住 所

佐々木富勇	下高井郡木島平村大字往郷596番地
佐藤正市	下高井郡木島平村大字往郷2961番地

退任

氏名 住 所

富井隆吉	下高井郡木島平村大字往郷1182番地3
小林征廣	下高井郡木島平村大字往郷1152番地
輪原春夫	下高井郡木島平村大字往郷1241番地
田中正巳	下高井郡木島平村大字往郷1391番地
池田清武	下高井郡木島平村大字往郷661番地1
湯本明之	下高井郡木島平村大字往郷917番地口
湯本正完	下高井郡木島平村大字往郷1748番地イ
青木慎一郎	下高井郡木島平村大字往郷3153番地
本山博一	下高井郡木島平村大字往郷4291番地
芳川春保	下高井郡木島平村大字往郷5725番地

監事

新任

氏名 住 所

市川建治	下高井郡木島平村大字往郷576番地
------	-------------------

重任

氏名 住 所

土屋博昭	下高井郡木島平村大字穂高2946番地1
------	---------------------

退任

氏名 住 所

尾澤正功	下高井郡木島平村大字往郷1023番地
------	--------------------

農地整備課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年1月29日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
3月7日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	千曲会場	千曲市大字栗佐1548 -1 千曲警察署	60名
3月14日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	飯田会場	飯田市伝馬町1- 3541-2 飯田警察署	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課